

福生市教育委員会会議録

平成25年第8回定例会

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 開催年月日 | 平成25年8月16日(金) |
| 2 | 開始時刻 | 午前10時00分 |
| 3 | 終了時刻 | 午前11時24分 |
| 4 | 場 所 | 第二棟4階 第1委員会室 |
| 5 | 出席委員 | 委 員 長 平 野 裕 子
委員長職務代理者 加 藤 美 子
委 員 渡 辺 浩 行
委 員 徳 永 喜 昭
教 育 長 川 越 孝 洋 |
| 6 | 欠席委員 | なし |
| 7 | 出席者氏名 | 教 育 次 長 田 村 博 敏
参 事 小 沼 孝 行
庶 務 課 長 高 木 裕
学 校 給 食 課 長 鳥 越 裕 之
生涯学習推進課長 笹 本 幸 三
スポーツ推進課長 横 倉 成 昭
公 民 館 長 高 橋 清 樹
図 書 館 長 島 弘
主 幹 浅 野 正 道
教育センター主幹 萩 原 晴 男
指 導 主 事 森 保 亮 |
| 8 | 傍聴人 | なし |

(裏面に続く)

9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 48 号 平成 25 年度福生市一般会計補正予算（第 2 号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について
- 日程第 4 議案第 49 号 平成 24 年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について
- 日程第 5 議案第 50 号 教職員の服務について（内申）
- 日程第 6 議案第 51 号 福生市立小中学校の図書館電算システムの利用に伴う電子計算組織の通信回線による結合について（答申）
- 日程第 7 議案第 52 号 学校給食費の改定について（諮問）
- 日程第 8 議案第 53 号 平成 25 年度社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する答申について
- 日程第 9 議案第 54 号 福生市図書館協議会委員の任命について
- 日程第 10 報告第 49 号 平成 25 年度福生市立小・中学校における防災訓練及び避難訓練について
- 日程第 11 その他報告事項

午前10時00分 開会

委員長 ただいまから平成25年第8回福生市教育委員会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

まず、日程についてお諮りいたします。

日程第5、議案第50号、教職員の服務について（内申）につきましても、個人情報に伴う案件のため、福生市教育委員会会議規則第8条の規定に基づき、これを公開しない会議とし、日程第11、その他報告事項の後に審議及び報告を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第50号は、公開しない会議とし、日程第11、その他報告事項の後に審議及び報告をすることといたします。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、加藤美子委員、渡辺浩行委員の兩名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告。

教育長から報告をお願いします。

教育長 改めましておはようございます。定例の委員会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。例年そうでありますけれども、相変わらずの猛暑ということで暑さが続いているところでございます。全国的には過去に例を見ない降雨の地域もございまして、また水害等も大変気になるところでございます。本市におきましては、予定されていた行事も天候に恵まれ支障なく実施している状況かと思っております。夏休みでございますけれども、児童・生徒も元気に過ごして充実した夏休みを送っているものと信じているところでございます。

それでは、7月26日以降、前回の教育委員会以降の御報告について、簡単でございますが、いつものようにメモに沿って御報告をさせていただきます。

まず、本日でございますけれども、例年行っております市長との意見交換会は本日の夕刻を予定しております。何とぞよろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

それでは、学校教育についてでございます。学校教育については、本年度小学校が8月28日に、中学校が小学校の前日の8月27日から2学期を開

始することとなっております。今のところ大きな事故等の報告はございませんけれども、無事に始業式を迎えてくれるものと思っているところでございます。

本日は、先日8月14日に行われました定例の東京都市教育長会におきまして、調布市教育長より食物アレルギー事故再発防止検討結果報告書の概要ではございましたが、説明も私が受けてまいりました。また、この後、事務方を対象にして東京都からこの報告書による説明会を行うということでございますので、私ども事務局といたしましては、学校給食課をはじめ学務担当もこの研修に参加をし、事実の報告をきちんと受けてくるということで、本市においてもこういったことを生かして再発の防止、事故のないように安全安心な給食を提供できるように努めてまいりたいと思うところでございます。本日、それでは、私のほうから調布市からいただいております、その概要について若干時間をいただきまして御説明をさせていただければと思っているところでございます。この報告書につきましては、調布市のホームページで既に公開をされてございますので、詳しくは、その資料が80ページ近くの資料になっておりますので、御覧いただければと思います。本日はその概要版ということでA3判1枚にまとめていただいたものをお配りしたところでございます。

この調布市食物アレルギー事故再発防止検討委員会で検討された報告結果でございますが、これにはその分科会といいますか、下部組織として事故防止検討部会、あるいは緊急対応検討部会、そして、給食指導検討部会等の部会も設置されておりまして、それぞれの担当部会をまとめるという形で検討委員会で集約をされ、今回のまとめを出したところでございます。私どもが今回認識を新たにすることもたくさんございまして、今後、直接給食指導を行います教職員、あるいは学校給食の担当職員にも、このことを理解いただかなければいけないのではないかとすることを重く受けとめたところでございます。

この概要書には出ておりませんが、特に報告書の中で驚いたのは、このアナフィラキシーの反応が出るのが、その発生した患者のうち6割は学校給食で初めて発症するということが起きていることです。事前にアレルギーのある子どもについては、本市でも同様でございますが、管理指導表によって、事前に保護者からの申し出によって、どんな食物にアレルギーを示すかということ事前に掌握できるように、入学段階で掌握できるようにしております。しかしながら、文科省のガイドラインに記載してありま

すが、現実には6割が初めて学校給食により発症しているということでございます。そこから言えますことは、やはりそういった症状が出た場合の一番身近にいる職員がどういう対応ができるかということが、大変重要であると認識をしたところでございます。この報告を受けまして本市におきましても、教職員の対応はどういったことが可能であるかといったことを、医学的な見解をもとに何らかの研修を組む必要があるのではないかと考えたところでございます。そしてまた、今後、学校給食センターの建設に入っていくわけですが、検討の過程でこういった報告書を生かした給食センターを建設していく必要があると考えているところでございます。細かい部分も報告されておりますので、ぜひ御覧をいただきまして、また改めて御指導をいただければと思っております。何とぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、この調布市のアレルギーに対する報告の説明とさせていただきます。

続きまして、社会教育関係で海外派遣事業を7月24日から2週間の日程で実施しました。8月6日に12人の派遣生及び引率者が元気に帰国をいたしまして、今年度の事業もまた順調に進んだところでございます。この成果につきましては、8月20日に帰国報告会を予定しておりまして、さらには秋の文化祭等でも研修報告をする予定でございますので、何とぞ、また足をお運びいただければと思っております。

それから、市の動向でございますが、8月8日から11日に恒例の福生七夕まつりが実施されました。猛暑ではございましたが、雨に降られることもなく、今年度の人出が昨年度を上回るといったところで、盛大に安全に行われたところでございます。

なお、この七夕まつりの期間中でございますが、来月に開催されます国民体育大会スポーツ祭東京の炬火で、オリンピックでは聖火に当たるものでございますが、その採火式が行われまして、福生第一中学校のソフトボール部の協力を得まして、無事に採火式並びに市長へ、採火したものをお届けし、市としてきちんとお守りして、今後東京都の実行委員会に届け、開会式に臨むといったことになるだろうと思っておりますが、そういった採火式も行われました。平野委員長には御挨拶を賜りまして激励をいただいたところでございます。ありがとうございました。

今後の予定でございますが、戦没者追悼、平和の集い等々が予定されております。

9月2日からは定例の第3回市議会が予定されておりまして、本日も後

ほど補正予算につきまして市長から意見を求められているところでございますので、御審議方お願い申し上げたいと存じます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 教育長からの報告は終わりました。

質問がありましたらお願いいたします。

私から質問ではないのですけれども、この食物アレルギーの事故防止の件についてですけれども、福生市においてもやはりアレルギーがあって、給食においていろいろな対応をしているお子さんがいると聞いております。何校かからお話を聞いたときに、そのアレルギー食に関する対応の仕方とございますか、学校によって若干違っているところがありますので、先ほど教育長の報告にございましたように、6割が学校給食を食べて初めて反応が出るということを知りましたので、福生市としてもどのように対応するかという基本的なものをきちんと定めて、それを先生方に示したり、また先生方にも正しい知識とか対応の仕方とかを学んでいただくということが重要であると考えました。学校給食課でもいろいろやっつけているのですけれども、一日も早い対応、福生市できちんとしたものをつくっていただけたらと思います。

ほかにご存じますか。よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第48号、平成25年度福生市一般会計補正予算（第2号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第48号、平成25年度福生市一般会計補正予算（第2号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について、提案理由並びに内容について説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から教育委員会に対して意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。教育委員会の意見聴取についての写し等の資料は、議案第48号資料でございます。

それでは、内容について説明をさせていただきます。今回の補正につきましては、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億5,795万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ224億3,428万7,000円といたそうとするものでございます。

続きまして、この補正予算のうち教育に関する部分の説明をさせていただきます。第2表、債務負担行為補正でございます。これは翌年度以降に支出を義務づける契約をいたそうとするもので、実際に経費を負担する期間と額を確定させるものでございます。

1点目の災害時対応施設整備基本計画策定支援委託は、災害時対応施設に新学校給食センター機能を含む基本計画となるものでございますので、消防費の予算に関するものではございますが、ここでの御確認をお願いするものでございます。

次の中学校昼食業務委託は、現在の昼食業務委託の契約期間が平成26年3月末で終了し、平成26年4月より新たに業者の選定を行う必要がございますが、業務を滞りなく進めるためには、事前に平成25年度中に業者の確定を行い契約も行う必要があるためのものでございます。

続きまして、歳入でございます。まず、第15款 都支出金、第2項 都補助金、第2目 民生費都補助金で、説明欄は11でございます。子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金101万円でございます。これは歳出でも説明いたしますが、教育相談事業の専任教育相談員報酬に対し交付されるもので、補助率は2分の1でございます。

続きまして、第17款 寄附金、第1項 寄附金、第1目 まちづくり寄附金のうち、説明欄3、教育寄附金11万円でございますが、これは教育の充実に関する事業へということで、個人より1件10万円、団体より1件1万円の寄附をいただいたものでございます。

続きまして、歳出でございます。第10款 教育費、第1項 教育総務費、第2目 教育指導費の説明欄の1、教育相談事業費228万4,000円でございます。これは心理職2人分の専任教育相談員報酬202万円と、そのほか消耗品、備品購入費でございます。これは学校支援体制のさらなる充実のためには、就学前の幼児期の早い段階からの取組が重要でございますことから、保育園等への巡回や保護者との相談を臨床心理士が行うことで、専門的な助言を幼児期から小・中学校まで切れ目のない一貫した支援体制を構築するために、2名の心理職の専門家を増員しようとするものでございます。

続きまして、第10款 教育費、第4項 学校給食費、第1目 学校給食費の説明欄1、運営審議会費は81万円の増額でございます。これは災害時対応施設整備の基本計画策定委託と並行しまして、平常時での給食センター

機能について検討を進めるために、学校給食センター運営審議会の回数を4回増やしまして6回とするための委員報酬の増額でございます。

説明は以上でございます。原案のとおり御同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員 長

内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

内容を御理解できましたでしょうか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第48号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長

御異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第4、議案第49号、平成24年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長

それでは、議案第49号、平成24年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について説明をさせていただきます。以下、報告書は点検評価報告書と呼ばさせていただきます。

まず、本議案の提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、点検、評価をし、報告書を作成、公表することとなっておりますので、本報告書案につきまして御審議をいただきまして、御決定いただく必要があることによるものでございます。

この点検評価報告書案につきましては、6月の教育委員会協議会でも説明を申し上げておりますが、その後、外部の評価者として、辻野具成氏、岩崎久美子氏のお二人を委嘱し、平成25年7月2日と7月16日の2回にわたりまして、お二人に御来庁いただきまして、点検評価の説明と質疑応答を行ったところでございます。その後、7月末に外部評価者より御意見を頂戴したものをまとめて掲載し、この点検評価報告書案としてまとめたものでございます。

それでは、この点検評価報告書案によりまして説明をさせていただきます。まず、昨年度の報告書との相違点を説明させていただきます。平成24

年度におきましては、この点検評価報告書案を作成する前に、教育推進プラン取組状況という各施策に基づく各事業の取組状況を示した報告書を別に作成をしておりました。しかし、今年度は事業の取組状況と点検評価報告書を一体化した報告書とさせていただきます。

次に、報告書の13ページをお願いいたします。ここは表の見方の説明でございます。まず、中段より少し上に評価と課題における事業の達成状況の表がございます。これは評価の基準を5段階評価で示したものでございますが、この部分を前年に比べて若干表現を変えさせていただいております。Aとして予定以上の成果が得られた。Bとして予定どおり事業を達成できた。Cとして事業の取組に一部未達成があり課題が残った。Dとして事業の成果が上がらず、改善に向けた努力が必要という4段階の評価とさせていただきます。

また、もう一点、その下の表でございますが、網かけの部分でございます。施策及び事務事業の欄のアというところがございしますが、その隣に目標と評価の欄がございます。従前はここでもA、B、C、Dの評価をつけておりましたが、各施策につきましては、その中に数件から、多いところでは二十数件の事業を含む施策もございまして、個々の事業の評価が異なる中で、それを総合的にA、B、C、Dの評価をすることは難しいと判断しまして、今回は右端の文言による評価のみとさせていただきます。

以上で外部評価者の意見を含めました点検評価報告書案の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

私たち教育委員は前もってこの資料の内容を時間をかけて見させていただいております。本当に1年間いろんな施策を立てて、いろんな取組をやってきたということで施策にきちんと記されておりますけれども、点検評価の評価の部分では、評価基準の設定に難しいところがあり、その施策の評価が、目的に見合っていたのかどうかの判断にも難しい点がありました。今後、市民の方に見ていただいてもわかりやすい報告書にするためにも、やはり課題をきちんと酌み取って、また、その点検のやり方、その評価の仕方というところももう少し精査していかなければならない部分もあるのかなと私は感じました。どなたにもわかるような報告書を作ってください。

たいと思います。

ほかに御意見ありますか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第49号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第6、議案第51号、福生市立小中学校の図書館電算システムの利用に伴う電子計算組織の通信回線による結合について(答申)を議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参事 日程第6、議案第51号、福生市立小中学校の図書館電算システムの利用に伴う電子計算組織の通信回線による結合についての答申でございます。

福生市立小中学校で使用する電子計算組織と図書館電算システムとを通信回線で結合し個人情報を取り扱う必要があるため本議案を提出するものでございます。

個人情報保護審議会の答申は、一つ目、セキュリティー対策が結合環境上確保されている。二つ目、事業の公益性が認められることをもとに、福生市立小中学校で使用している電子計算組織と図書館電算システムとを通信回線で結合し、個人情報を取り扱うことと結論しております。

なお、個人情報保護審議会の提言にあります個人情報保護意識の徹底、これを図るため、業務に使用するパソコンを特定し、特定担当者がこれを運用すること。特定担当者に対し、法令等を遵守し、取扱基準を周知徹底させること。特定担当者に対し、個人情報保護意識の徹底を図るセキュリティー教育を継続実施すること。組織としてセキュリティーを確保し情報漏えい等を防止すること。これらを重点に推進してまいり所存でございます。

以上、御審議を賜りまして、答申のとおり御決定くださるようお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

1点よろしいでしょうか。今学校で利用するコンピューター、また、操

作する人を特定するという御説明がありました。12ページの資料の中ほどですが、「次に、『事業公益性』」というところの2行下に、「システム導入の効果としては、児童・生徒が自校の蔵書だけでなく、他校の蔵書情報及び市立図書館の蔵書について検索及び予約ができるようになり」と書いてありますけれども、その担当者の中に児童・生徒も含まれるということでしょうか。

参事 コンピューターの当初の立ち上げ、そして、子どもたちが入力する際に、適正な基準に基づいて運用されているかを学校職員もしくは図書館司書がその場でこれを見て運用するということが、今の特定使用者ということで御理解いただきたいと思います。

委員長 子どもたちがパソコンを自分で使って検索、予約するというものでいいのですか。その行為を担当者が見ているということですか。

参事 今回の御質問のとおりに対応でございます。

委員長 要するに市立図書館の中で読みたい本等を検索するために、コンピューターが何台かありますけれども、そういう働きということですか。

参事 たびたび申し訳ありません。子どもたちについては、オープンのスペースの中でコンピューターを利用すること、これが非常に今求められているリテラシーであると捉えております。コンピューター回線を使って学校と図書館の電算システムを使うに当たっては、誰が何をどのように検索しているか。この部分が個人情報として重要になってくると思います。その部分等が漏えいしないために特定の使用者、担当者がこれを運用し、そのもとで子どもたちがコンピューターによる図書検索を行っていくということで対応してまいります。

図書館長 1点補足させていただきたいと思います。子どもの予約につきまして、システム上はできるわけでございますが、実際のところの運用につきましては、例えばこの第一小学校で持っている本を第二小学校から予約がかけられると、その本を一小がすぐ貸し出すかどうかというのは、一小側ももしかしたらその本を利用するかもしれませんので、その本を貸すかどうかというのは、ある程度一小側の権限になるということで、そのシステムで貸出しできる、できないということではなくて、実際は運用の中で、その予約を考えていく予定でございます。

加藤委員 学校と図書館とのやりとりではなくて、個人的に一人の子どもが、この本が欲しいということで、自分の個人情報を入力しなければいけないということはないのですよね。

図書館長 予約をかけるということは、当然誰がということでございますので、その利用者のカードの番号を入力して予約をかけるということでございます。

加藤委員 そうすると、やはり個人情報をかなりきちんと保護していかないと漏れてしまい、この子がこの本とこの本を借りたり、どういうものをよく借りているといった子どもの情報が全てわかるわけですか。

図書館長 先ほど参事が説明しましたように、コンピューターの操作のところで学校司書又は司書教諭が子どもにつく形になります。それで、自分のものについては予約したものを確認することができます。そのほかの子どもの情報については、その番号を知らないと情報はわかりません。ただし、今はコンピューターの入っていない学校図書館ではカードで処理をしておりますので、そのボックスの中には誰々が何を借りているというのは絶えずわかる状態です。当然その図書委員の子どもはそれを見ているということになりますので、それと同じようなことは起きる可能性はあるということでございます。

加藤委員 システム化していただいととてもありがたいと思います。その辺の情報が漏れるという危険性が心配ですけれども、そのこともかなり考えていただいているので、安心いたしました。

図書館長 今回この個人情報の答申は、コンピューターを通信回線で結合することで、外部へ個人情報が漏れないようにすることとする答申でございます。各学校での対応につきましては、学校図書館の中での学校司書、司書教諭の運用であると考えております。

委員長 答申の内容から離れると思うのですが、子どもたちがそのようにコンピューターを検索、また予約で使うとなると、例えば今その子どもたちが市立図書館で本を借りるときに使っているカードがあって、カードの番号がありますね。それがそのまま生かされていくというわけですか。それとも、また全然別個の個人番号というものが作られるのでしょうか。

図書館長 新たに児童・生徒の番号を与えるような形で現在作業をしているところでございます。バーコードの形での管理ということになりますので、今考えておりますのは、各学年、クラス別の台帳を作りまして、名前とバーコードとをプリントアウトする。それによって貸出し、返却の処理をするということを考えているところです。

委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

審議会で図書館の電子計算組織の通信回線による結合を認めていただいとよかったですと思います。先ほど加藤委員の話にもありましたように、セキ

ユリティーをしっかりと管理し、またコンピューターの使い方等をよく監視しながら、きちんと効果的に使っていただきたいと思います。

それでは、お諮りいたします。

議案第51号は、答申のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第51号は答申のとおり可決することといたします。

次に、日程第7、議案第52号、学校給食費の改定について（諮問）を議題といたします。

学校給食課長より内容説明をお願いいたします。

学校給食課長 日程第7、議案第52号、学校給食費の改定について（諮問）の提案理由並びにその内容について説明いたします。

初めに、提案理由でございますが、学校給食費の改定について、福生市学校給食センター運営審議会に諮問する必要があるため、本案を提出するものでございます。

次に、諮問の内容でございます。この諮問は、学校給食費の改定を行いたいので、福生市学校給食センター運営審議会条例第2条第4号の規定に基づき諮問を行うもので、学校給食費の改定案をお示しし、御審議いただく形をとっております。

まず、1としまして、改定を必要とする理由についてです。急激な食材費の値上がりや消費税の引上げが行われる状況にあるので、今後も安定的に安全で安心なおいしい給食を提供するために、物価上昇分及び消費税引上げ相当分について、学校給食費を改定することが必要であるといたしました。

次に、2としまして、改定の要因でございます。平成25年度当初の給食食材費が、平成20年度と比較し16.4%、平成24年度と比較し5.5%上昇していること。次に、平成26年4月に消費税率が現行の5%から8%に引上げが実施されること。また、平成27年10月にはさらに10%へ引上げる予定があること。また、児童数の減少により学校給食会計の規模が縮小していることを挙げております。

3は、改定の時期でございます。平成26年4月分の学校給食費から改定いたしたいとし、ただし、消費税の改定が平成26年度当初に施行されない場合は、次の4の(2)の改定額、物価上昇分のみを考慮した改定額とし、また、消費税の改定が年度途中で施行される場合は、当該月から次の4の

(1)の改定額、物価上昇分に消費税引上げ分を加えた額に改定いたしたいとしまして、不確定な消費税率の引上げを考慮した実施時期といたしました。

4は、学校給食費の改定額についてです。不確定な消費税率の引上げを考慮し、(1)は、消費税率が改定された場合の物価上昇分及び消費税率改定分を含む改定額で、(2)は、消費税率が改定されない場合、物価上昇分のみを改定額と定めております。

5は、中学校ミルク給食についてです。中学校ミルク給食費の年額8,000円は据え置き、現行170回実施しているものを165回とし、実施回数で調整するといたしました。

6は、平成26年度以降の学校給食の対応についての考え方でございます。平成20年度の改定に伴う福生市学校給食センター運営審議会の答申において、今後は5年位を目途に見直しすべきであるという御意見がございましたが、平成26年度以降ほぼ毎年、消費税率の段階的引上げや中学校給食に伴う対応など、学校給食費の額に影響する要因が引き続き発生するため、当分の間、毎年度学校給食費を見直し、増額、減額、据え置くなどの対応を決定していくといたしております。

参考資料は、学校給食費の実績に関する資料で、別紙1は、平成19年度から平成24年度までの学校給食費の決算に関する資料並びに食材費及び公費負担額の推移に関する資料でございます。

次に、別紙2の学校給食費の改定に関する資料でございます。本資料は、今回の改定案に関する資料で、改定後の影響額の試算などを掲載しております。

次に、別紙3の他市の状況に関する資料でございます。この資料は物価上昇率に消費税率を加えた額が、現在26市中17位であったものが7位に上昇することになります。ただし、現在6市ほど見直しを考えておるとの情報を得ていることから、順位的には最終的には13位ほどの位置になると考えております。

参考資料の4の一食単価は、改定後の給食費の一食ごとの単価でございます。

5は、改定後の学校給食費の増額の試算でございます。

6は、改定後の一食当たりの公費負担の試算でございます。

最後に、7でございます。学校給食費の改定の経過に関する資料でございます。

なお、今後のスケジュールですが、教育委員会の結果を庁議において報告をし、9月議会において学校給食費の改定について報告をいたします。その後、審議会を開催する予定を考えております。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げて、説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。ございませんか。

それでは、ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第52号は、原案のとおり諮問することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり諮問することといたします。

次に、日程第8、議案第53号、平成25年度社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する答申についてを議題といたします。

生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第8、議案第53号、平成25年度社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する答申について、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、福生市社会教育委員の会議の答申に基づきまして、平成25年度社会教育団体に対し補助金を交付したいので本案を提出するものでございます。

続きまして、内容でございます。平成25年7月18日付け、福教生発第52号により福生市社会教育委員の会議議長から福生市教育委員会委員長に対しまして、平成25年度社会教育団体に対する補助金の交付について、交付すべき団体及び補助金額を次のとおり答申がございました。この件につきましては、平成25年6月28日開催の第6回教育委員会定例会におきまして、平成25年度の社会教育関係団体に対する補助金の交付について、社会教育委員の会議に諮問する旨御決定いただいたことに対する答申でございます。交付すべき団体及び補助金の内訳は、福生市文化協会へ81万円、ボーイスカウト・ガールスカウト福生市連合育成会へ42万1,000円、福生市公立小中学校PTA連合会へ37万7,000円とする答申がなされました。御審議を賜りまして答申のとおり補助金につきまして御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 委員 長 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
特にございませんか。ないようでしたら、質疑を終わります。
お諮りいたします。議案第53号は、答申のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員 長 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は答申のとおり可決することといたします。
次に、日程第9、議案第54号、福生市図書館協議会委員の任命について、議題といたします。
図書館長より内容説明をお願いいたします。
- 図書館長 日程第9、議案第54号、福生市図書館協議会委員の任命について、提案申し上げます。
まず、提案理由でございますが、図書館協議会の委員のうち学校教育及び社会教育関係者といたしまして、中学校から福生第一中学校、田中雄二氏に平成22年11月から委員をお願いしておりましたが、このたび辞退したい旨の依頼がございましたので、図書館法第14条及び福生市図書館協議会条例第3条に基づきまして新たに任命しようとするものでございます。氏名、益田俊隆氏、福生第一中学校長でございます。
説明は以上でございます。御審議いただきまして原案どおり決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- 委員 長 内容説明が終わりました。
質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんか。
ないようですので、お諮りいたします。
議案第54号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員 長 御異議なしと認めます。よって、第54号は原案のとおり可決することといたします。
次に、日程第10、報告第49号、平成25年度福生市立小・中学校における防災訓練及び避難訓練についてを議題といたします。
主幹より内容説明をお願いいたします。
- 主 幹 それでは、日程第10、報告第49号、平成25年度福生市立小・中学校における防災訓練及び避難訓練につきまして御報告を申し上げます。
平成24年度まで本市におきましては輝け福生いきいき活動といたしまして、中学校区ごとに児童・生徒の参加、保護者及び地域の方々の御協力に

より一斉清掃活動を行っておりました。しかしながら、日ごろより地域の方々に清掃活動を行っていただいておりますことから、実際には活動当日、場所によってはほとんどごみが落ちていないというような状況も見られました。さらに、平成23年3月の東日本大震災を受けまして、火災と震災の発生時には各学校が避難所となることも十分想定されますことから、今年度より各学校での防災訓練及び避難訓練に移行することといたしました。お手元の報告第49号資料には、各学校の実施日時と内容等を一覧にしてお示しをしております。これまで安全安心まちづくり課とともに各学校を訪問し、それぞれの内容等について校長と協議を行ってきたところです。

今後の予定ですが、まず、10月26日の土曜日に実施されます福生市総合防災訓練のメイン会場である福生第七小学校の日程や内容等を決定いたします。現在のところ、当日の2校時から3校時にかけて、校庭や体育館に設置されるスペースにおいて低学年の児童は、降雨体験や119番通報訓練、ビデオ教習を、中学年児童は、応急救護訓練や煙体験、地震体験等を、高学年児童は、応急救護訓練や応急給水訓練、水消火器訓練、自然災害体験、NTT災害伝言ダイヤル体験、さらには簡易トイレの組立訓練等をそれぞれ実施した後、保護者等による引取り訓練を行う予定となっております。このほか当日のサブ会場であります福生第一中学校区の3校、福生第一中学校、第二小学校、第三小学校や、9月7日土曜日に帰宅困難時対応訓練として実施する予定の福生第二中学校区の4校、福生第二中学校、第一小学校、第四小学校、第六小学校の日程や内容等について、今後さらに調整し決定をまいります。

また、福生第五小学校と福生第三中学校につきましては、11月に東京消防庁による体験型防災学習を実施する予定となっております。今後日程や内容等が決定いたしましたら、各学校から家庭や町会、自治会等の地域関係者に実施の案内の配布や、市のホームページで周知をしたりすることによりまして、できる範囲での御協力をお願いしてまいりますことといたします。なお、これまで町会長協議会の理事会等におきまして御指摘をいただいておりますが、来年度は福生市総合防災訓練の実施日に合わせまして、全校が一斉に同時時間帯に防災訓練を実施できますよう、安全安心まちづくり課及び小・中学校校長会と協議を行い、今年度中に早目の日程調整をまいります予定でございます。

御報告は以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

1点よろしいでしょうか。防災訓練が行われます10月26日に、第二小学校では、この日に道徳授業地区公開講座が予定されています。ちょっと日程的な無理があったのか、いろいろな事情があったのかと思いますが、たくさんの方の保護者の方もちょうど学校に来られると思いますので、子どもと保護者も含めた一緒に避難訓練ないし防災訓練等に参加できればいいと思っておりますが、その辺はどのような予定になっていますでしょうか。

主 幹 福生第二小学校におきましては、もともと道徳授業地区公開講座の予定が既にこの日に入っております、その予定をほかの日にするこの調整はできなかったのですが、しかしながら、第2校時、道徳の授業を全学級が行った後、第3校時におきましては、体育館において高学年児童と保護者を対象に、3.11の大震災で実際に復興のボランティアを経験してこられた方、あるいは福生第一小学校の我妻教諭をお呼びする予定で、3.11からの教訓として講演会を行う予定といたしました。そこに高学年児童並びに保護者だけではなく、2校時に校庭でさまざまな体験を行った地域の方、他学年の保護者の方にも体育館と一緒にいって、席を300から400ぐらい用意して、その講演会と一緒に参加しようということを考えています。その後、児童につきましては全て校庭に避難いたしまして、保護者等の引取り訓練を行います。それを地域の方々にはこのようにして引き取るというところを見ていただき、そういう形で子どもの参加、地域の方々の参加という形態をとってまいります。

委 員 長 有意義にこの日を道徳授業地区公開講座と、避難訓練、また防災訓練と結びつけていただけるということで、とてもよく企画されているなと思われました。ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第49号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 御異議なしと認めます。よって、報告第49号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第11、その他報告事項について説明願います。

最初に、平成25年度スプリングスクール実施報告についての訂正を参事よりお願いいたします。

参 事 日程第11、その他報告事項1、平成25年度スプリングスクール実施報告につきまして、7月教育委員会定例会に加えての報告をさせていただきます。

本年度の市内各中学校の訂正した平均得点率、さらに調査した国語、数学について、本市と全国の5段階評定の分布をグラフ化したものを示しました。なお、グラフにおける全国データの標本数については、本調査を主催している応用教育研究所より、各教科、各学年の調査開始以来の累積数としておよそ30万人との回答がありました。5段階評定分布のグラフから本市受験者の分布が全国データに比較し若干1側（左側）にずれていることがわかりますが、大きくずれていないように見えます。本市の基礎学力の定着という課題から見ますと、学校における指導について問題があるのか、または、二つ目、今回使用している調査の設問、データ処理に起因する結果なのか、いろいろな仮説が生じてまいります。そこで今年市内中学校1年生の国語、数学の本試験におけるところの設問、正答率について目を向けました。

国語では説明的な文章を読むことについて、全国平均を若干上回っております。ところが、適切に話し合うこと、各事例や組立てを考えて書くことについては、全国平均を下回っているという結果が出てまいりました。今後は言語を介し理論的に思考した結果を判断し表現することに一層の取組を要するということが、この結果から読み取れます。

数学についてです。数学については、約数、倍数、そして、立体図形に関する学習内容、文字を用いた式、百分率の関係式、確率等において全国平均を下回っているということが見てとれました。全国平均に対し、逆に分数とその計算については優位の結果が出ておりました。数学において数量や図形に対する基礎的な概念が曖昧になっていないか。文字式、関数、百分率、確率など、数学の基礎の部分がしっかりと定着していないのではないかということも、第1学年の生徒については考えられます。今後これらの学習内容に係る指導の工夫と改善に取り組みつつ、定期考査や他の諸検査の結果と関連づけ、各学校において指導を行うよう取り組んでまいりたいと思っています。来年度のスプリングスクールにつきまして、評価と改善の対策をスプリングスクール実施協議会で構築し、これを各学校で反映させてまいります。

また、学力検査の業者選定に当たってでございます。小学校での学習目標を正しく把握できている、中学校で学習指導に入る前に、生徒一人一人

の学力定着状況を確認し、その次の指導に生かせる検査に注視して選定を
してまいりたいと思っております。

以上、報告させていただきます。

委員 長 1点よろしいでしょうか。この5段階評価の分布のグラフを見まして、
大体全国平均に近い形になってきたなという印象を受けました。それまで
はグラフの左上のほうに幾つも山が見えていたものが、その山が全国平均
に近づいてきたかなというのが一つ。それから、今いろいろな細かい分析
をたくさん行っていただきましたけれども、その分析に対しては、やはり
しっかりと小学校に送っていただいて、その辺の弱いところにいろいろ指
導等を工夫していただいて、子どもの基礎、基本的な力をつけていただき
たいと思いました。よろしく願いいたします。

ほかにございますか。よろしいですか。

教 育 長 補足をよろしいですか。こういう一連の学力調査について報告申し上げ
ておりますが、やはりその実施する趣旨や目的に沿って、きちんと分析を
行わなければなりません。そういった点では、ここで5段階評価である
とか全国平均を示すことよりも、もっと重要なことは、各設問に対する正答
率だろうと思っております。参事もその辺は観点別に業者が掌握したもの
を報告はいたしておりますが、データの扱いや提示につきまして、もう少し
改善の必要があると考えております。先ほど参事が申し上げます
ように、この調査自体のあり方、あるいは業者の選定等含めて、アウトプ
ットとして出てくるものを想定して、きちんと業者と打合せした上で、私
どもが望むデータ提供ができるかどうかといったことも含めて、今後業者
の選定をしていかなければならないと考えておりますので、学校側が子ど
もたちのどんな部分が欠落しているのかといったことを含めて、きちんと
提示できるように今後改めていきたいと考えているところでございます。
この全国平均というのも、果たしてその信ぴょう性がいかななものかとい
うこともあるわけでございます。全国調査で行っております国の調査や東
京都の調査においての比較等を見ますと、当然のことながら学年によって、
実施した学年によって違いはありますけれども、果たしてこの結果を私ど
もがうのみにしていいのかどうかと疑問に思います。平均で見えていくの
ではなくて、各設問に対する正答率がより正確かと考えているところでござ
いますので、改善に向けて努力をいたしますということをつけ加えさせて
いただきます。

委 員 長 どうぞよろしく願いいたします。

加藤委員 今、川越教育長がおっしゃったことでよくわかったのですけれども、学力的な面だけではなくて、私はこのスプリングスクールの意義というのは、やっぱり生活習慣を身につけ、それで友達の仲間づくりとか集団生活をするのに最初の取っかかりとしては非常にいいことではないかなと思っております。

委員長 今後のスプリングスクールについて、改善に向けていくということによってよろしく願いいたします。

よろしいですか。それでは、次の報告にまいります。

その他報告事項2、平成25年度福生市青少年海外派遣事業報告について、生涯学習推進課長よりお願いいたします。

生涯学習推進課長 その他報告事項2、平成25年度福生市青少年海外派遣事業報告について説明を申し上げます。

先ほど教育長報告で御報告申し上げましたとおり、7月24日から8月6日までの間、中学生12名をアメリカ合衆国ワシントン州シアトルにて、12泊のホームステイを含む14日間の全過程を終了し、派遣生、引率者ともいづれも元気に帰国することができました。ホームページに掲載いたしました内容を資料として提出させていただきましたので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

以上で報告とさせていただきます。

委員長 よろしいですか。

それでは、その他報告事項3、その他、ほかに報告事項はありませんか。委員の皆さんからは何かありますか。

一つお伺いしたいのですけれども、今年の夏も非常に暑くて、子どもたちが市営プールに通っている姿をまちなかでよく見かけております。今年度から指定管理になっておりますけれども、指定管理になってから、これまでのプールの利用者の利便性が見えてきているかとか、また、とても今年は暑過ぎる、紫外線が強過ぎるということで、プールにシェードとか日よけをかけたところもあると聞いていますけれども、そのような工夫が何かあったかとか、また、羽村市のプールで大きな事故が起きてしまいましたが、そのような管理について、安全性についてはどのようになっているか、報告できる範囲で結構ですけれども、お話しいただけますか。

スポーツ推進課長 指定管理になりまして利用者ですが、7月末現在ですけれども、今年は、1日平均420名ほどということで、去年は370名、昨年より50名ぐらい増えています。今年から指定管理ということで、子どもたち、小学校2年生以

下が無料ということで、大人の引率者が必要ではありますが、かなりその辺が好評でございます。幼児用プールにつきましては、遊具を幼児用プールにかなり置いておりました好評を得ています。

サンシェードにつきましては、25mプール、幼児用プール、にサンシェードがあるのですが、まだ少ない状況なので、もう少しサンシェードが必要ではないかと思っていますので、今後増やしていきたいと思っております。

先日、羽村市で事故が起きまして、教育長、教育次長が市営プールに視察に来て状況確認をしたのですけれども、そのときに指定管理者の責任者とお話しさせていただいて、安全管理については十分注意していただくということで、駐車場の警備にもう1名増やしていただきました。

今年は非常に猛暑が続いております、私も様子を見に行っておりますが、最初のオープンの土日は利用者が1,000名を超えるような状況で非常に多かったのですが、その後は天気が戻り梅雨のような雨が降って利用者は減っていたのですが、またここでお盆になって若干増えているような状況で、皆さんに楽しんで御来場いただいている状況でございます。

委員長 突然お伺いしましたが、詳しい御説明ありがとうございました。指定管理になって本当に多くの皆さんが使っていただけているという状況になっていると思います。私自身も行きたいのですけれども、なかなか行く機会がないといえますか、また、そのうち使用させていただきたいなと思っています。ありがとうございました。

委員の皆さんほかにもございますか。よろしいでしょうか。

ないようですので、その他報告事項の説明を終わります。

ここで先ほど日程についてお諮りいたしました日程第5、議案第50号、教職員の服務について（内申）を公開しない会議といたしましたので、これからは公開しない会議となります。関係者以外の方は御退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午前11時16分 休憩